

# 水道施設への太陽光発電設備導入に関するサウンディング型市場調査 実施要領書

## 第1 趣旨

本要領は、神戸市水道局（以下「当局」といいます。）が、水道施設（浄水場、配水場、ポンプ場等）への太陽光発電設備の導入に向け、自己所有、第三者所有、自己託送等の有効な手法を検討するために実施するサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」といいます。）の実施内容を定めるものです。

あわせて、当局が管理する既存の太陽光発電設備の更新（機器更新・増設）及び撤去・適正処分・リサイクルに関する検討事項も整理し、効率的で持続可能な設備運用の在り方を検討することを目的とします。

なお、本サウンディングの結果は、2026年度に実施予定の導入可能性調査（プロポーザル方式による委託）の実施要領・仕様書（対象施設の絞り込み方法、評価項目、必要データ、想定スキーム、リスク整理等）の作成に活用します。本サウンディングは事業者の選定又は契約の締結を目的とするものではありません。

## 第2 背景

神戸市は「神戸市地球温暖化防止実行計画」において、2030年度までに再生可能エネルギー導入量を500MWとする目標を掲げ、市域における導入拡大を図っています。当局も同計画に則り、2030年度に再生可能エネルギー導入量を2019年度定格の2倍に当たる1,200kW以上とすることを目標としています。

これらの目標達成に資する施策の一つとして、温室効果ガスの排出削減、エネルギーコストの安定化、災害レジリエンスの向上を目的に、水道施設への太陽光発電設備導入の可能性を検討します。水道施設には、屋根上や遊休地に加え、タンク型配水池の上部や浄水処理施設の覆蓋など、水道施設特有の設置候補が存在します。2026年度には導入可能性調査を実施して対象施設を絞り込み、具体的な導入手法を定める予定です。

## 第3 調査対象及び範囲

### 1 対象施設

対象施設は、別紙「対象施設一覧表」のとおりとし、既存の太陽光発電設備を含みます。

なお、別紙「対象施設一覧表」は、後述の様式3「秘密保持誓約書」の提出後に提供します。

別紙「対象施設一覧表」には、施設名称、所在地、受電電圧、受電方式、契約電力、令和6年度(2024年度)の月別電力使用量等を含みます(当局が把握する範囲)。これらは守秘義務対象資料として取り扱います。

守秘義務対象資料は、本サウンディングへの参加検討及び対話の目的に限り使用できるものとし、第三者への開示、複製、目的外利用を禁止します。守秘義務対象資料の管理は参加者の責任において行い、アクセス権限の管理、社内共有範囲の限定、情報セキュリティ対策等を講じてください。当局から求めがあった場合は、サウンディング終了後に守秘義務対象資料及びその複製物を速やかに廃棄又は返却してください。

## 2 対象スキーム

- (1) 自己所有
- (2) 第三者所有モデル (PPA、リース、場所貸し)
- (3) 当局所有施設間における環境付加価値の有効活用手法 (自己託送、余剰又は全量売電とカーボンフリー電力供給の組み合わせ等)

## 3 用語の補足

本要領における「太陽光発電設備」には、太陽光モジュール、架台、パワーコンディショナ、保護装置、計測・監視装置、配線、受電設備改修等、導入に附随する一切の設備を含みます。

# 第4 実施方法

## 1 進め方

サウンディングは、当局が提示する論点に基づき、民間事業者から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウに関する意見・提案を聴取する方法で実施します。対話は原則として個別に実施し、当局の許可なく録音・録画・スクリーンショットはできません。

## 2 事前提出及び説明

対話当日は、事前提出いただいた「提案書」に沿って、冒頭20分程度の説明を行っていただきます。当日は、提案の概要説明(20分程度)、質疑・意見交換(40分程度)を目安とします。

## 3 実施場所・方法

対話は神戸市水道局浄水統括事務所で実施します。希望により、Web会議システム(Microsoft Teams等)による対話も可能とします。1事業者あたりの参加人数は、原則として5名までとします(6名以上の参加が必要な場合は事前にご相談ください)。

## 第5 対話の内容（論点整理）

以下の観点について、可能な範囲で意見・提案を聴取します。

なお、以下の観点は例示であり、全ての観点に対する提案を求めるものではありません。参加者の関心・得意分野等に応じ、いずれか一部の観点のみの提案でも結構です。また、必要に応じ、対話後に追加の質問（電子メール等）又は追加対話をお願いする場合があります。

- (1) 対象施設ごとの太陽光発電設備の導入スキーム
- (2) 当局所有施設間における環境付加価値の有効活用手法（発電ポテンシャルの高い施設から電力需要の大きい施設へ環境付加価値を転用）
- (3) 太陽光発電設備設置の施工方法（フレキシブル太陽電池等を含む）  
〔例：既存防水層・覆蓋等を傷つけない施工（保護養生、荷重分散、施工手順の工夫等）、やむを得ず既存防水層等に影響が生じる場合の確実な復旧方法及び復旧範囲の明確化、施工後の検査（漏水確認等）及び保証の考え方〕
- (4) 水道施設特有の制約と導入可能性  
〔例：水質・衛生上の配慮（粉じん・落下物等の防止）、覆蓋・防水層の保護（貫通を伴わないことを基本とし、やむを得ず影響が生じる場合は復旧範囲を明確化）、維持管理性・安全性・セキュリティ（点検動線、耐風・腐食、立入管理等）〕
- (5) 水道施設における太陽光発電設備導入事例の提示（PPA、野立て、覆蓋上、壁面、タンク上部等）
- (6) フレキシブル太陽電池等を含む市場動向  
〔例：価格水準・価格変動要因、供給量・調達リードタイム、主要サプライヤー・製品仕様の傾向等〕
- (7) 活用を見込む地方債や国の補助制度を考慮した場合の事業採算性の検証（自己所有、第三者所有モデル〔PPA、リース、場所貸し〕の各ケース）  
〔例：概算費用レンジと算定前提（発電量想定、自家消費率、O&M、更新、保険、撤去費等）及びリスク分担〕
- (8) 導入可能性調査の事業化に向けたスケジュール（プロポーザル方式による事業者選定を想定）  
〔例：委託成果物、仕様書に盛り込むべき評価項目・採点軸、調達時の留意点〕
- (8) 既存太陽光発電設備の更新（機器更新・増設）に関する方針  
〔例：要否判断の基準例、優先順位付け、更新方法、系統連携する既存設備の改修方法等〕
- (10) 既存太陽光モジュール等の適正処分に関する方針（モジュール、パワーコンデ

イショナ、架台等を含む)

[例：撤去・処分フロー、費用の扱い、責任分界、リサイクル等]

(11) その他、想定されるアイデア、リスク、ノウハウ等

## 第6 スケジュール

- 実施要領の公表 : 令和8年4月17日(金)
- 質問の送付期限 : 令和8年4月24日(金)
- 質問への回答の公表 : 令和8年5月8日(金)
- 参加申込書(秘密保持誓約書含む)・提案書の提出期間 : 令和8年5月11日(月)～令和8年5月29日(金)
- 対話の実施日時の連絡 : 令和8年6月3日(水)
- 対話の実施 : 令和8年6月15日(月)～令和8年6月18日(木)
- 実施結果概要の公表 : 令和8年6月下旬(予定)

## 第7 対話の手続き

### 1 質問の受付・回答

#### (1) 提出書類

- 様式1「質問書」

#### (2) 提出期限

令和8年4月24日(金) 17時必着

#### (3) 提出先

問い合わせ先のメールアドレス宛に送付してください。

なお、電子メールの件名は、「水道施設への太陽光発電設備導入に関するサウンディング型市場調査\_質問事項(法人名等)」としてください。送付後は必ず電話で到達の確認をしてください。

#### (4) 回答

##### ア 公表時期

令和8年5月8日(金)に当局ホームページで公表します。ただし、質問が多数に及ぶ場合等には、回答日を延期する場合があります。

##### イ 注意事項

- 受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。
- 質問を行った法人名等は公表しません。
- 本要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

## 2 参加申込書・提案書の提出

### (1) 提出書類

- 様式2「参加申込書」
- 様式3「秘密保持誓約書」
- 「提案書」(自由様式)

### (2) 提出期限

令和8年5月11日(月)～令和8年5月29日(金) 17時必着

### (3) 提出先

問い合わせ先のメールアドレス宛に送付してください。

なお、電子メールの件名は、「水道施設への太陽光発電設備導入に関するサウンディング型市場調査\_参加申込(法人名等)」としてください。送付後は必ず電話で到達の確認をしてください。

提出書類は原則PDF形式とし、ファイル容量は合計10MB以内とします。容量超過が見込まれる場合は、事前に問い合わせ先へご相談ください。

なお、「参加申込書」「秘密保持誓約書」「提案書」は、提出期限内であれば、個別に提出していただいても構いません。

### (4) 守秘義務対象資料の提供

秘密保持誓約書を提出いただいた方に、別紙「対象施設一覧表」をご担当者宛てにメールで提供します。

## 第8 対話の実施

### 1 実施期間

令和8年6月15日(月)～令和8年6月18日(木) 10時～17時

※具体的な対話の日時は、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、ご担当者宛てに令和8年6月3日(水)までにご連絡します。

### 2 所要時間

1時間程度(対話の内容によっては超過する場合があります)

### 3 場所

神戸市水道局浄水統括事務所 3階会議室

※実施日によっては、会議室が変更となる場合があります。

### 4 その他

対話は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。

また、ヒアリングの実施に際し説明のために別途必要な資料がある場合は、提案書と併せてデータで送付してください。

## 第9 対話結果の公表

対話内容については、概要（申込状況、対話事業者数、提案の種別、提案概要等）として取りまとめ、令和8年6月下旬に当局のホームページで公表します。

なお、参加事業者のノウハウ等に配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。公表資料は、提案者が特定されない形で、提案の傾向、主要論点、課題整理等を中心に取りまとめます。個社の固有ノウハウ、見積内訳、設計詳細、施設のセキュリティ上の機微情報等は原則として公表しません。

## 第10 留意事項

- 1 サウンディングへの参加及び対話内容の取扱い
  - 参加事業者の名称は公表しません。
  - 本サウンディングの参加に要する費用は参加事業者の負担とします。
  - 提出された提案書類等の返却は行いません。
  - 提案の内容は、今後当局による事業検討などに活用しますが、事業化を約束するものではありません。
  - 本サウンディングの目的から逸脱していると考えられる提案や、内容が重複する提案については、当局で検討のうえ、書面調査のみとする場合があります。
  - 提出いただいた提案書等の著作権は提出者に帰属します。当局は、結果概要の公表及び事業化に向けた検討の目的に限り、提出書類等を使用します。
  - 提出書類等は神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となります。
  - 本要領に定めのない事項又は本要領に定めた各項に疑義が生じた場合は、誠意をもって当局と協議してください。
  - 本サウンディングで知り得た情報は守秘義務の対象とし、第三者に対して開示しないでください。
  - 本サウンディングへの参加有無又は提案内容により、将来の調達において参加者が有利又は不利となるものではありません。
  - 参加者は反社会的勢力に該当しないこと、関係を有しないことを要します。
  - 当局が提供する資料は検討のための参考情報であり、その正確性・完全性を保証するものではありません。参加者は自己の判断と責任において提案を行うものとします。

## 第 11 問い合わせ先

本サウンディングの内容に関すること（申込、質問、提出等）は、以下にご連絡ください。

- 部署名：神戸市水道局 浄水統括事務所 設備課
- 住 所：〒652-0004 神戸市兵庫区楠谷町 37-1
- 電 話：(078)361-8351 (9 時～17 時)
- メール：jyousuikanri\_densan@city.kobe.lg.jp
- 担 当：藤川（主）、上原（副）

以上